

窓口キャッシュレス決済導入業務仕様書

1 件名

窓口キャッシュレス決済導入業務

2 履行場所

平戸市役所各庁舎 9 箇所（詳細は「(仕様書別紙) 設置場所及び構成機器一覧」とおり)

3 履行期間

(1) 契約期間

契約の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、キャッシュレス決済端末ほか周辺機器の調達、設置、設定及び窓口担当職員に対する操作研修はキャッシュレス決済の利用開始日までに完了することとし、すべての決済端末等が正常に動作、運用できるようにすること。

(2) キャッシュレス決済の利用開始日

令和 6 年 10 月 1 日

4 業務内容

次により平戸市役所各庁舎の窓口における証明書発行手数料等におけるキャッシュレス決済システムを導入し、決済端末ほか周辺機器の調達・設置及び窓口担当職員に対する操作研修等の業務を行う。

(1) 決済端末及び周辺機器の調達・設置

決済端末及び周辺機器の設置場所及び調達数量は「(仕様書別紙) 設置場所及び構成機器一覧」のとおりとし、設置場所に決済ブランドのアクセプタンスマークを表示すること。

(2) POS 環境の設定

調達機器の設置場所における POS 環境の設定作業は次のとおりとする。

なお、決済端末のインターネットへの接続回線（庁内 LAN）、設置場所における LAN 配線及び電源は本市が用意する。

① 決済端末機の設定

設置場所に応じた決済端末の設定を行うこと。

② 周辺機器の設定

決済端末に対応するキャッシュドローア、レシートプリンタ及びルーターなどを有線接続し、必要な設定を行うこと。

(3) 研修の実施

次により決済端末の設置場所ごとに担当職員を対象とした操作研修を行うこと。

① 研修の日程は本市と受託者が協議して決定する。

② 研修方法は、設置場所における対面研修とする。

- ③ 機器の操作方法及び設定変更方法等の操作手順を記載したマニュアルを電子データで提供すること。(ファイルフォーマットは、Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応できるデータ形式とする。)

5 仕様

(1) キャッシュレス決済端末

クレジットカード決済、電子マネー決済及び二次元コード決済を可能とする機能を有し、PIN 入力に対応しており、二次元コード読み取り用のカメラが搭載されていること。決済端末及び周辺機器は、設置場所のレイアウトに合わせた柔軟な配置ができること。

(2) POS アプリ

- ① 売上の登録（レジ打ち）は、キャッシュレス端末機と一体型になっており、現金・キャッシュレス決済共に一度で完結できること。
- ② 現金の取り扱いを含む会計データを管理する POS 機能を有していること。
- ③ 登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が以下の情報を最低限 CSV 形式等のデータでダウンロードできること。これらの外の情報の生成、保持を妨げるものではない。

No.	データ項目
1	取扱日時
2	施設名
3	取扱窓口
4	品目ごとの決済種別 (クレジットカード、電子マネー、二次元コードの決済ブランド別)
5	対象サービス (証明書等の個別名称等)
6	単価
7	数量
8	売上高
9	会計日時

- ④ 任意の商品マスタのみ支払い手段を現金のみに限定できる機能を有していること。また、1 会計で 2 種類以上のキャッシュレス種類を利用できること。
- ⑤ 通信障害等によるオフライン時にもレジ処理が可能な仕組みとすること。

(3) レシートプリンタ

- ① 会計完了後、レシートプリンタから手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。なお、レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更が可能できること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。
- ② インボイス制度に適用したレシート発行が可能であること。なお、レシートのタイトルは変更可能であること。

(4) キャッシュドロー

- ① 現金決済時に決済端末の操作に連動して自動で開く機能を備えていること。
 - ② 4札6硬貨が格納できること。
- (5) ルーター
- 本市が用意するインターネット回線（庁内 LAN）に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続できること。
- (6) スリッププリンタ
- 決済時に申請書等の余白へ手数料名称、数量、金額、日付、担当者名（又はレジ番号）、レシート番号（伝票番号）、決済種別の資金決済情報が印字できること。
- また、一度に資金決済した複数の手数料について分割印刷ができること。
- (7) 保守サポート
- ① 保守サポート体制として、コールセンター及びカスタマーセンター等が設置されており、調達機器の使用方法や保守の問い合わせに対応可能なサポート体制を有していること。
 - ② POS システムのバージョンアップや画面の構成変更などを行う場合には、事前に自治体の担当者に報告すること。なお、バージョンアップによるプログラムリリースや配布については、キャッシュレス決済端末の運用に支障がないよう実施すること。
 - ③ 調達機器及びアプリケーションを含めたシステム全体の保守を行うこと。
 - ④ システム稼働後の決済ブランド追加について、対応可能な仕組みを有していること。

6 指定納付受託者業務

- (1) 受託者は、地方自治法第231条の2の3の規定による本市の指定納付受託者となること。
- (2) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類（導入窓口における令和4年度取扱実績）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍に関する証明書交付手数料 ・ 住民基本台帳に関する証明書交付手数料 ・ 個人番号カード再発行手数料 ・ 印鑑に関する証明手数料、印鑑登録証の交付手数料 ・ 租税、公課及び所得に関する証明手数料 ・ 土地、建物その他資産に関する閲覧及び証明手数料 ・ 自動車臨時運行許可手数料 ・ 船員事務取扱手数料 	<p>参考手数料 18,552,990 円</p> <p>参考件数 44,422 件</p>
--	--

- (3) 利用可能な決済サービス・ブランド等
- 以下の決済サービス及び各ブランドについては必須対応とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。
- ① クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB
 - ② 電子マネー
交通系 IC カード（交通系 IC カード全国相互利用サービスに係る IC カード）、WAON、

nanaco

③ 二次元コード

PayPay、楽天 Pay、auPAY、d 払い

(4) 指定納付の方法

- ① 納付方法は、納入義務者等に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。
- ② キャッシュレス決済の立替金については、決済日から翌月末日までの間に本市が指定する口座に振り込むこととし、振込日及び振込方法については、本市と受託者で協議のうえ決定する。
- ③ 利用日ごとのクレジットカード等の納付による利用件数及び利用金額等の明細を確認できること。
- ④ 立替払は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボリング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。
- ⑤ 立替払を指定する口座に振り込む際に必要な手数料については、指定納付受託者が負担すること。

7 決済事業者に支払う手数料

- (1) 手数料は、利用金額の合計に本契約により決定した手数料率を乗じて得た額とし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。
- (2) 複数のクレジットカードブランドを可能な限り同一の手数料とすること。電子マネー、コード決済についても同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、一部の業務について、再委託する必要がある場合は、契約担当者の承諾を受け、受託者の責任のもと、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、本市に通知すること。
- (2) 受託者は、本市の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (3) 本市が必要と認めたときは、委託した業務についての立入検査を実施することができる。また、受託者はこの検査に協力しなければならない。
- (4) 本仕様書の内容に違反し、本市に損害を与えたときは、受託者は本市と協議のうえ、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本市におけるキャッシュレス決済について、新聞等マスメディアに対する通知、広告掲載等を行う場合は、事前に許可を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議をして決定する。